

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正等取消請求事件
国側当事者・国(浜松東税務署長)
平成25年1月29日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	原 武之 鈴木 猛 川上 明彦 川上 敦子 松井 隆
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	谷垣 禎一 浜松東税務署長 神田 一良
同指定代理人	南部 崇徳 高橋 直樹 箕浦 裕幸 宮田 隆司 大村 剛史

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成22年3月2日付けで原告に対してした原告の平成18年分の所得税の更正処分(ただし、平成23年2月24日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち、総所得金額マイナス4341万5126円、納付すべき税額2310万4600円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年3月2日付けで原告に対してした原告の平成19年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額0円、納付すべき税額0円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成22年3月2日付けで原告に対してした原告の平成20年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額0円、納付すべき税額マイナス2万6300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、株式会社A（以下「A」という。）に対して5000万円及び1500万円の各貸付金を有していたとして、その全額を貸倒引当金勘定に繰り入れて、平成18年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した上で所得税の確定申告及び修正申告をし、また、上記必要経費への算入により生じた純損失の繰越控除をした上で平成19年分及び平成20年分の所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁は、上記各貸付金は原告の不動産所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金とは認められず、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないなどとして、上記各年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。

本件は、原告が、上記各貸付金は不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じたものであり、かつ、回収が不能となっていたから、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として、不動産所得又は事業所得の計算上必要経費に算入することができると主張して、平成18年分から平成20年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税の各更正処分（ただし、平成18年分については平成23年2月24日付け裁決により一部取り消された後のもの）及び各過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

関係法令の定めは別紙1記載のとおりである。

2 争いのない事実（当事者が争うことを明らかにしない事実を含む。）

(1) 原告とAの間の取引経緯等

ア Aへの5000万円の交付等

(ア) 原告は、平成2年1月16日、A名義の銀行預金口座に5000万円を振り込んだ（以下、この金員を「本件交付金1」という。）。

(イ) Aは、原告に対し、借主をA、連帯保証人をAの代表取締役である乙（以下「乙」という。）、金額を5000万円、弁済期を平成2年7月15日、元本5000万円のうち2000万円について利息を同年4月15日から毎月15日限り支払う内容の同年1月16日付け金銭借用証書（甲2。以下「本件借用証書1」という。）を交付した。

(ウ) A及び乙は、原告に対し、パラオ共和国（以下「パラオ」という。）内リゾート開発事業参加に関する承諾の件として、概要下記内容の平成2年1月16日付け「承諾書」（甲9。以下「本件承諾書」という。）を交付した。

記

① A及び乙は、パラオ・アイライ州におけるリゾート開発に関し、平成2年3月までに設立する開発会社の全発行株数の5パーセントを原告に引き渡すことを承諾する。

② 原告が当該開発会社の取締役に就任することを承諾する。

③ パラオ内において原告が希望する事業に関しては全面的に協力する。

イ Aへの1500万円の交付等

原告が代表取締役を務めるB株式会社（以下「B」という。）は、平成2年6月29日、A名義の銀行預金口座に1500万円を振り込んだ（以下、この金員を「本件交付金2」といい、本件交付金1と併せて「本件各交付金」という。）。

なお、本件各交付金とは別に、原告が代表取締役を務めていたC有限会社（以下「C」という。）、有限会社D（以下「D」という。）及びBは、平成2年3月9日から同年8月9日までの間、別紙4記載のとおり、A名義の銀行預金口座に合計1億7875万円を振り込んだ。

ウ Aと原告の間での合意書の作成等

(ア) A及び原告は、平成2年8月14日付けで、概要下記内容の「合意書」(乙24。以下「本件合意書1」という。)を作成した。

記

- ① C及び原告は、平成2年1月16日5000万円、同年3月9日1200万円、同月22日1800万円、同月28日5000万円及び同年4月20日2000万円の合計1億5000万円をパラオ・アイライ州のE(200ヘクタール)の開発権350万ドルの内金100万ドル(1ドル150円で換算)として支払い、Aはこれを預り金として受け取った。
- ② C及び原告は、開発権の残金250万ドルを平成5年3月末日までに支払い、工事はそれ以後随時着工できる。Aは、当日までにF及びパラオ内の開発許認可を取得するよう協議する。
- ③ C及び原告は、この開発権を第三者に譲渡できる。

(イ) A及び原告は、平成2年8月14日付けで、概要下記内容の「合意書」(甲10の1)を作成した。

記

- ① D及び原告は、パラオ・アイメリーク州内の土地(未確定)110ヘクタールの開発権の内金として、平成2年3月27日、2250万円(1ドル150円で換算し15万ドル)を支払い、Aはこれを預り金として受け取った。
- ② D及び原告は、この開発権を第三者に譲渡できる。

(ウ) A及び原告は、平成2年8月14日付けで、概要下記内容の「合意書」(甲10の2。以下「本件合意書2」という。)を作成した。

記

- ① B及び原告は、平成2年6月29日、1500万円を貸付金として支払い、Aはこれを借入金として受け取った。この金額は、B及び原告よりAへの支払金として充当することができる。
- ② B及び原告は、平成2年8月7日に625万円、同月9日に500万円の合計1125万円をオーストラリアのGへ発注した設計料15万ドルの半金7万5000ドル(1ドル150円で換算)としてAに支払い、Aはこれを借入金として受け取った。
- ③ 平成2年8月9日支払の4500万円は、パラオ・アイライ州の開発地H(200ヘクタール)の開発権料50万ドルの半金25万ドルと年間リース料5万ドルの合計30万ドル(1ドル150円で換算)としてAに支払い、Aはこれを借入金として受け取った。
- ④ Aは、開発地Hの土地について、平成2年9月初日までに土地のリース契約とその登記を、また、同月末日までにパラオ政府の開発許可を取るよう最大限の努力をする。

エ 原告とAの間での確認書の作成等

(ア) 原告とAは、平成3年12月20日付けで、パラオ・アイライ州及びアイメリーク州内の「リゾート開発」(上記各州内の土地のリース契約及びゴルフ場並びにホテル等の建設及び営業とし、それらに必要とされる関係機関の許可及び認可を含む。)について不明

確な点が多かったため、今までの経緯を相互に確認し、今後について合意確認するとして、概要下記内容の確認書（甲11。以下「本件確認書」という。）を交わした。

記

- ① B、C、D及び原告は、本日より、上記土地に関するリゾート開発から全面的に撤退し、既得の権利等一切をA及び乙に委譲する。
 - ② A及び乙は、B、C、D及び原告に対し、B、C、D及び原告からA及び乙に交付された、平成2年3月9日の1200万円、同月22日の1800万円、同月27日の2250万円、同月28日の5000万円、同年4月20日の2000万円、同年8月7日の625万円、同月9日の500万円及び同日の4500万円の資金全額を平成4年6月末日を期限に返却する。
 - ③ B、C、D及び原告は、A及び乙に対し、上記資金に関し利息の請求権は有しないものとする。
- (イ) Aは、原告に対し、平成3年12月20日付けで、本件交付金1及び本件交付金2について、それぞれ貸主を原告、借主をA、連帯保証人を乙とし、弁済期を平成4年6月30日とする金銭借用証書（以下、本件交付金1に係る金銭借用証書（乙25）を「本件借用証書2」、本件交付金2に係る金銭借用証書（乙26）を「本件借用証書3」という。）を交付した。

オ 原告による債務承認書面の作成等

- (ア) 原告は、平成14年4月3日付けで、原告のAに対する債権額（元本）が平成2年1月16日に交付した5000万円及び同年6月29日に交付した1500万円であることを確認する旨の「債務承認願い」と題する書面（甲6の資料①の1）を作成し、Aはこれに記名押印した。
- (イ) 原告は、平成14年12月16日付けで、原告のAに対する債権額（元本）が平成2年1月16日に交付した5000万円及び同年6月29日に交付した1500万円であることを確認する旨の「債務承認願い」と題する書面（甲6の資料①の2。以下、上記(ア)の書面と併せて「本件各債務承認書」という。）を作成し、Aはこれに記名押印した。

(2) 課税等の経緯

ア 原告による確定申告及び修正申告

(ア) 平成18年分の所得税

原告は、平成19年3月5日、処分行政庁に対し、6500万円を貸倒引当金繰入額として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入し、別紙2の「平成18年分」欄の「確定申告」欄記載のとおり、平成18年分の青色確定申告書（以下「平成18年確定申告書」という。）を提出した。

原告は、浜松東税務署職員の税務調査における指摘を受け、平成22年1月18日、処分行政庁に対し、別紙2の「平成18年分」欄の「修正申告2」欄記載のとおり、平成18年分の修正申告書（以下「平成18年修正申告書」といい、平成18年確定申告書と併せて「平成18年確定申告書等」という。）を提出した。

(イ) 平成19年分の所得税

原告は、平成20年3月7日、処分行政庁に対し、平成18年分までに引き切れなかった純損失の金額があるとして、同金額を平成19年分の総所得金額から控除して、別紙2

の「平成19年分」欄の「確定申告」欄記載のとおり、平成19年分の青色確定申告書を提出した。

原告は、平成20年11月17日、処分行政庁に対し、生命保険収入の計上漏れによって、一時所得の金額に誤りがあったとして、別紙2の「平成19年分」欄の「修正申告1」欄記載のとおり、平成19年分の所得税の修正申告書を提出した。

原告は、浜松東税務署職員の税務調査における指摘を受け、平成22年1月18日、処分行政庁に対し、別紙2の「平成19年分」欄の「修正申告2」欄記載のとおり、平成19年分の修正申告書（以下「平成19年修正申告書」という。）を提出した。

(ウ) 平成20年分の所得税

原告は、平成21年3月10日、処分行政庁に対し、平成19年分までに引き切れなかった純損失の金額があるとして、同金額を平成20年分の総所得金額から控除して、別紙2の「平成20年分」欄の「確定申告」欄記載のとおり、平成20年分の青色確定申告書を提出した。

原告は、浜松東税務署職員の税務調査における指摘を受け、平成22年1月18日、処分行政庁に対し、別紙2の「平成20年分」欄の「修正申告2」欄記載のとおり、平成20年分の修正申告書（以下「平成20年修正申告書」という。）を提出した。

イ 処分行政庁による各課税処分

(ア) 処分行政庁は、平成18年修正申告書が提出されたことから、平成22年2月5日付けで、原告に対し、別紙2の「平成18年分」欄の「賦課決定処分1」欄記載のとおり、平成18年分の所得税の過少申告加算税賦課決定処分をした。

(イ) 処分行政庁は、平成22年3月2日付けで、原告に対し、原告がAに対する貸付金に係る貸倒引当金繰入額として平成18年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した6500万円は、原告の不動産所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金とは認められないから、必要経費に算入することはできず、これに伴って翌年へ繰り越す純損失の金額はないから、平成19年分及び平成20年分で差し引く繰越損失額はないなどの理由を付して、別紙2の「平成18年分」欄、「平成19年分」欄及び「平成20年分」欄の「更正処分及び賦課決定処分2」欄記載のとおり、平成18年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「平成18年賦課決定処分」という。）、平成19年分の所得税の更正処分（以下「平成19年更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「平成19年賦課決定処分」という。）並びに平成20年分の所得税の更正処分（以下「平成20年更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「平成20年賦課決定処分」といい、平成18年賦課決定処分及び平成19年賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。）をした。

ウ 原告による審査請求等

(ア) 原告は、平成22年4月20日、国税不服審判所長に対し、平成18年分の所得税の更正処分、平成19年更正処分、平成20年更正処分及び本件各賦課決定処分の取消しを求めて審査請求をした。

(イ) 国税不服審判所長は、損害保険料控除の金額3000円を認容し、平成23年2月24日付けで、平成18年分の所得税の更正処分について、別紙2の「平成18年分」欄の「裁決」欄記載のとおり、一部を取り消す裁決をした（以下、上記裁決により一部取り消

された後の平成18年の所得税の更正処分を「平成18年更正処分」といい、平成19年更正処分及び平成20年更正処分と併せて「本件各更正処分」という。。

(ウ) 原告は、平成23年8月24日、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分（以下「本件各更正処分等」という。）の取消しを求めて本件訴えを提起した。

3 被告の主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性

被告の主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性は、別紙3記載のとおりである。

なお、原告は、平成18年分の不動産所得の金額の計算上、6500万円の本件各交付金を貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として必要経費に算入することができず、これに伴って平成19年分及び平成20年分で差し引く繰越損失額はないとした点を除き、本件各更正処分等の根拠及び適法性について争っていない。

4 争点

6500万円の本件各交付金が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金に該当し、これを貸倒引当金繰入額（所得税法52条1項）又は貸倒損失（同法51条2項）として、原告の平成18年分の不動産所得又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるか。

5 争点に関する当事者の主張

(1) 被告の主張

ア 貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の必要経費算入に関する実体要件について

(ア) 本件各交付金が貸付金に該当しないこと

本件承諾書（甲9）、本件合意書1（乙24）及び本件合意書2（甲10の2）の内容等に照らすと、本件各交付金は、Aが主体として行うとされていたパラオにおけるリゾート開発事業に関する出資金の性質を有していたといえるから、貸付金に該当するとはいえない。

そして、本件各交付金が振り込まれてから1年以上経過した平成3年12月20日付けで本件確認書（甲11）、本件借用証書2（乙25）及び本件借用証書3（乙26）が作成されているところ、これは、上記リゾート開発事業が頓挫したなどの理由で、原告が上記リゾート開発事業に対する出資の継続を断念し、これまで出資金として払い込んだ額相当額をAが原告に返還する旨の準消費貸借契約が締結されたものと認められる。

したがって、本件各交付金は、貸付金としての性質を有していたとはいえない。

(イ) 原告が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいなかったこと

本件承諾書（甲9）、本件合意書1（乙24）、本件合意書2（甲10の2）及び本件確認書（甲11）によれば、原告が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業としてパラオにおけるリゾート開発事業を営んでいたとは認められず、上記リゾート開発事業の主体はAであって、原告は当該事業に資金を提供したにすぎないというべきである。

(ウ) 本件各交付金は不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金ではないこと

本件各交付金が原告のAに対する貸付金に該当するとしても、この貸付金は、原告が出資金として払い込んだ額相当額について、平成3年12月20日頃、Aが原告に返還する旨の準消費貸借契約が締結されたことにより発生したものであるから、上記リゾート開発事業の遂行上生じた貸付金とはいえない。

また、本件各交付金が貸付金に該当するとしても、原告がAに対して貸付けを行うことは、原告が営んでいる不動産賃貸業との関係で、当該事業の遂行上通常一般的に必要なであると客観的に認められないから、事業の遂行上生じたものとは認められない。

(エ) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業が廃止されていること

原告がパラオにおけるリゾート開発事業を営んでいたとしても、本件確認書（甲11）によれば、上記事業は平成3年12月20日に廃業されたものというべきである。そして、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を廃止した後において、当該事業に係る費用又は損失で当該事業を廃止しなかったとしたならばその者のその年分以後の各年分の不動産所得又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、当該金額は、その者のその廃止した日の属する年分（平成3年分）又はその前年分（平成2年分）の不動産所得又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入するのである（所得税法63条）から、原告の平成18年分の不動産所得又は事業所得の計算上、本件各交付金を貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として必要経費に算入することはできない。

(オ) 損益通算（所得税法69条）をすることはできないこと

原告が平成18年当時営んでいた事業は、営利を目的として自己が所有する建物及び駐車場等の不動産を反復継続的に多数の者に貸し付けるという不動産賃貸業であり、不動産所得を生ずべき事業に該当する。そして、平成18年確定申告書等に照らしても、原告が平成18年当時に不動産賃貸業以外の何らかの事業を営んでいたとは認められない。

そうすると、原告が事業所得を生ずべき事業としてパラオにおけるリゾート開発事業を営んでおり、本件各交付金が同事業の遂行上生じた貸付金に該当し、これを貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として事業所得の計算上必要経費に算入することができるとしても、平成18年当時は必要経費を算入する対象となる事業所得を生ずべき事業を営んでいないのであるから、所得税法69条1項に基づき、本件各交付金に相当する金額を事業所得の金額の計算上生じた損失として不動産所得の金額から控除することはできない。

(カ) まとめ

以上のとおり、本件各交付金が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金に該当しないことなどからすれば、本件各交付金について、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として、平成18年分の不動産所得又は事業所得の計算上、必要経費に算入することはできないというべきである。

イ 貸倒引当金繰入額の必要経費算入に関する手続要件について

(ア) 原告が処分行政庁に提出した平成18年確定申告書等には、貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細（以下「貸倒引当金明細」という。）の記載がないから、所得税法52条4項所定の申告要件を満たしていないし、このような記載がなかったことについてやむを得ない事情があったとも認められない。

(イ) また、原告は、所得税法施行令144条1項各号に規定する事実が生じていることを証する書類を保存していなかった。

(ウ) したがって、原告が平成18年確定申告書等において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、申告要件等を満たしていないから、平成18年分の不動産所得又は事業所得の計算上、必要経費に算入することができない。

(2) 原告の主張

ア 貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の必要経費算入に関する実体要件について

(ア) 本件各交付金は貸付金に該当すること

原告とAは、金銭消費貸借契約を締結して、本件各交付金の授受を行ったものであるし、Aも本件各交付金が借入金であると認識している。

また、原告とAは、Aがパラオにおけるリゾート開発事業の開発許可を取得することができなくなったため、Aが金銭消費貸借契約に基づく返還債務を負っていることを明らかにする意図で、平成3年12月20日付けで本件確認書（甲11）、本件借用証書2（乙25）及び本件借用証書3（乙26）を作成したにすぎない。

そうすると、本件各交付金が出資金の性質を有するというのは当事者の意思に反するものであって、本件各交付金が貸付金に該当することは明らかである。

(イ) 原告が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいたこと

a Aは、Iとして、昭和63年4月16日、パラオ政府との間で開発用地の賃貸借契約を締結し、コンドミニアム、リゾートホテル及びゴルフ場等のホテル関連施設の建築計画を進めていた。

b 原告は、平成元年頃、Aの代表取締役である乙と知り合い、平成2年1月9日、乙から、Aが手がけるパラオにおけるリゾート開発事業の概要を知らされた。

原告は、当時、複数の国内会社を経営して、不動産の売買や賃貸仲介、飲食店運営等の事業を行っていたところ、Aの開発事業に参加すれば、その開発地区内にゴルフ場付きリゾートホテル、別荘等を自ら建築して賃貸運営する新規事業を開拓することができると考え、Aの開発事業に参加することに決めた。

c 原告は、平成2年1月16日、乙との間で、Aを介してリゾート開発事業に参加することに合意し、本件借用証書1（甲2）及び本件承諾書（甲9）を交わした上、5000万円（本件交付金1）をAに貸し付けた。その後、原告は、平成2年3月18日、パラオでのリゾート開発事業に参加する目的に特化した会社として、ゴルフ場、ホテル等の経営を目的とするBを設立し、代表取締役に就任した。

d 原告は、Aが借地権を取得していたパラオ・アイライ州の開発用地Hの200ヘクタールを転借した上、自己資金を投じて、同用地にホテル付きゴルフ場「Jカントリークラブ」を建設して運営することを内容とするリゾート開発事業（以下「本件リゾート開発事業」という。）を具体的に計画していた。

そして、原告は、「Jカントリークラブ」の建設着工に先立ち、乙から紹介を受けたGに依頼し、原告を開発者として、原告の費用負担により、パラオ・アイライ州の開発地区の環境影響調査並びにゴルフホール及びホテルの設計等を行っていた。

e そうすると、原告は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業として本件リゾート開発事業を営んでいたというべきである。

(ウ) 本件各交付金が不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金であること

原告とAとのかわりにはパラオでのリゾート開発事業のみであり、原告からAや乙に対し、多額の金員を私的に貸し付ける関係にはなかった。

そして、原告がAに対して貸付けをしたのは、原告にはパラオにおいてリゾート開発事業を行うノウハウがなく、パラオでリゾートホテル等を建築運営するためには、政府要人

らと深い人的つながりを有し、現地の慣習や業者に通じているAの開発事業に参加する必要性、有用性があったためである。また、本件各交付金を含む一連の資金提供の用途は、具体的に特定された開発用地の開発権取得費用、リース費用、設計費用等に限定されていた。

原告は、本件リゾート開発事業による収益獲得を目指して、Aに対する貸付けを行ったものであるから、本件各交付金は、社会通念上、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金に該当するといえる。

(エ) 原告がリゾート開発事業を廃止していないこと

原告は、パラオでのリゾート開発事業を廃止しておらず、約10年前には、パラオで別のホテルを運営して収益を得ていた。

また、仮に原告がパラオでのリゾート開発事業を廃止していたとしても、複数の事業を営む者が一つの事業のみを廃止した場合は、所得税法63条でいう事業の廃止に当たらないと解すべきである。

(オ) 損益通算（所得税法69条1項）が可能であること

原告は、平成18年当時においても事業所得を生ずべき事業を営んでいるから、当該事業に係る収入額が0円であったとしても、その収入額から事業所得を生ずべき事業に係る必要経費を控除した損失額を計算した上、不動産所得等の他の所得金額と損益通算（所得税法69条1項）して、総所得金額を計算することになる。

そうすると、本件各交付金が不動産所得ではなく事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金であったとしても、同貸付金の全額が回収不能となれば、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として、平成18年分の総所得金額の計算上、不動産所得の金額と損益通算することになる。

(カ) 本件各交付金の全額が回収不能となったこと

原告は、遅くとも平成14年4月3日から、本件各交付金を回収するため、A及び同社の代表取締役である乙から本件各債務承認書（甲6の資料①）を徴求したり、内容証明郵便で弁済を催告するなどの債権保全措置を講じていた。しかし、A及び乙からは、平成15年4月1日、債権処理委員会による返済計画が策定されるまで待って、話し合いをする旨の内容証明郵便が送付されただけで、具体的返済計画の提示は一切なかった。

原告は、民事訴訟等の法的手続によって本件各交付金を回収することも考えたが、原告と同様にAのパラオでのリゾート開発事業に多額の金員を投じ、同社に対する民事訴訟を提起したが債権を回収することができなかつた者がいたことから、本件各交付金の回収が困難であることを知った。

そして、原告が平成18年に民間調査会社に信用調査を依頼したところ、その調査報告書には、Aの財務内容は不詳で信用度は下限に近く、パラオでのリゾート開発事業が遅れ気味であるとの記載があった。

このようにして、原告は、平成18年には、本件各交付金の回収は事実上不可能であると判断するに至ったものであり、本件各交付金は、客観的にみても、その回収に要する労力、債務者の属性等の諸般の事情を総合考慮すれば、平成18年当時、既に回収不能であったことは明らかである。

(キ) まとめ

以上のとおり、本件各交付金は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金に該当し、その回収が不能になっているから、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として、平成18年分の不動産所得又は事業所得の計算上、必要経費に算入することができるというべきである。

イ 貸倒引当金繰入額の必要経費算入に関する手続要件について

(ア) 所得税法52条4項が貸倒引当金明細の提出を申告要件としている趣旨は、貸倒損失が見込まれる金銭債権の一部について貸倒引当金を必要経費に算入する場合、当該貸倒引当金が利益操作に利用されるおそれがあるので、税務署長が納税者の行った取立見込額の判断の妥当性や法令上の繰入限度額を検証するために必要であるからである。

そうすると、本件のように貸倒引当金繰入額の全額を必要経費に算入している場合は、納税者が債権全額について取立見込みがない、すなわち貸倒損失計上の要件があると判断していることが確定申告書の記載上客観的に明らかであるから、貸倒引当金繰入額の申告要件について厳格に解釈する必要はなく、貸倒引当金明細の提出は不要と解するのが相当であるし、少なくとも所得税法52条5項の宥恕規定が適用されるべきである。

(イ) 原告は、本件各交付金の取立見込みに関する書類として、Aに対する催告書や民間信用調査会社の報告書等の書類を保存していた。そして、上記書類の内容からすれば、Aに対する本件各交付金が所得税法施行令144条1項2号の要件を満たすことは明らかであるので、上記書類は、所得税法施行規則36条所定の保存書類に該当するというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件において、原告は、本件各交付金について、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として平成18年分の不動産所得又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる旨主張しているところ、貸倒引当金繰入額の必要経費算入を規定する所得税法52条1項及び貸倒損失の必要経費算入を規定する同法51条2項は、貸倒引当金及び貸倒損失の対象となる債権について、「売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権」で、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき「事業の遂行上生じたもの」であることが必要である旨規定している。

(1) そこで、まず、本件各交付金が「売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権」に該当するといえるか否かについて検討する。

ア(ア) この点につき、被告は、本件承諾書(甲9)、本件合意書1(乙24)及び本件合意書2(甲10の2)の内容等に照らすと、本件各交付金はAが主体として行うリゾート開発事業に関する出資金の性質を有しており、貸付金に該当するとはいえない旨主張する。

そして、確かに、前記争いのない事実(1)及び証拠(甲9、10の2、乙24、原告本人)によれば、①Aの代表取締役である乙が原告に対して交付した平成2年1月16日付けの本件承諾書(甲9)には、パラオにおけるリゾート開発を目的として設立する開発会社の全発行株数の5パーセントを原告に引き渡し、原告が当該開発会社の取締役に就任することを承諾する旨の記載があること、②原告は、本件借用書1(甲2)に記載された弁済期である平成2年7月15日になっても、Aから5000万円の本件交付金1の返還を受けることはなく、乙との間で、本件交付金1をAに対して支払う開発権の取得代金等に充当する旨合意して本件合意書1(乙24)を作成し、1500万円の本件交付金2についても、本件交付金1と同様に、Aから返還を受けることなく、乙との間で開発権の取得代

金等に充当する旨合意して本件合意書2（甲10の2）を作成したことが認められる。

- (イ) しかしながら、前記争いのない事実(1)及び証拠（甲2、6、乙25、26）によれば、Aが原告に対して交付した平成2年1月16日付けの本件借用証書1（甲2）は、表題が「金銭借用証書」とされ、Aが原告から5000万円を借り受け、これを同年7月15日限り支払うことや利息の定めなどが明確に記載されているだけでなく、上記弁済期が経過した後である平成3年12月20日にAが原告に対して交付した本件借用証書2（乙25）、本件借用証書3（乙26）及び本件各債務承認書（甲6の資料①）においても、Aの代表取締役である乙は、原告からAが平成2年1月16日に5000万円及び同年6月29日に1500万円をそれぞれ借り受けたことを明確に自認していることが認められる。さらに、前記争いのない事実(1)及び証拠（甲9、14、原告本人）によれば、本件借用証書1（甲2）と同日付けで作成された本件承諾書（甲9）には、原告がAに対して交付した5000万円が原告による出資金であることを示す記載は存在せず、また、原告が、本件交付金1を交付するに当たって、Aに対し、同社が設立する開発会社の株式の取得や取締役への就任を条件としたことはいかなる場合でも、本件承諾書の受領後も原告がAに対して上記の株式の取得等を要求したことがないことが認められる。

そうすると、原告とAの代表取締役である乙は、本件各交付金は原告からAに対する貸付金として交付されたものと認識していたと認めるのが相当であり、Aが原告に対して交付した本件承諾書（甲9）に原告が同社が設立する開発会社の株式を取得することなどが記載されているからといって、本件各交付金が出資金としての性質を有するものであったと認めることはできない。

- (ウ) また、原告は、Aに交付した本件各交付金の返還を受けることなく、本件各交付金をAに対して支払う開発権の取得代金等に充当しているが、証拠（甲7、10の1及び2、14、乙24、原告本人）によれば、原告がパラオにおいて本件リゾート開発事業を行うためには、Aから開発権、すなわち開発用地の転借権を取得する必要があったことが認められるから、原告が、Aとの間で、貸付金として交付した本件各交付金の返還を受けた上で改めて開発権の取得代金として支払うのではなく、直接に開発権の取得代金に充当する旨の合意をしたとしても特に不自然ではないといえることができる。

そうすると、原告が本件各交付金をAに対して支払う開発権の取得代金等に充当していることから、直ちに本件各交付金が出資金として交付されたり、当初から開発権取得代金として交付されたりしたものであると認めることもできない。

- (エ) したがって、原告がAに交付した本件各交付金について、貸付金ではなく、出資金等の性質を有するものとは認められない。

イ 以上によれば、本件各交付金については、原告のAに対する「貸付金」に該当するものというべきである。

- (2)ア そこで次に、本件各交付金が原告が行う不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき「事業の遂行上生じた」貸付金に該当するといえるか否かについて検討する。

ここで、貸付金が「事業の遂行上生じた」として必要経費に該当するというためには、事業主が、事業に関連するもの、あるいは事業の遂行に資するものと主観的に判断して、その貸付けがされたというだけでは足りず、客観的にみて、それが当該事業と直接の関連を有し、かつ、業務の遂行上通常必要な貸付けであることを要し、この判断は、当該事業

の業務内容等の個別具体的な諸事情に則して社会通念に従って行われるべきものである。

イ そこで、本件各交付金が、原告が営んでいたと主張する本件リゾート開発事業と直接の関連を有し、かつ、業務の遂行上通常必要な貸付金に該当するといえるか否かについて検討する。

(ア) この点につき、原告は、Aの代表取締役である乙から、Aに5000万円を貸し付ければ、原告がパラオで行うリゾート開発事業を全面支援すると約束されたので、本件交付金1を貸し付けたものである旨陳述書(甲14)に記載するとともに、同旨の供述をしている。そして、確かに、前記争いのない事実(1)及び証拠(甲9)によれば、原告がAに本件交付金1を貸し付けた平成2年1月16日と同日付けで作成された本件承諾書(甲9)には、A及び乙は、原告がパラオ内において希望する事業に全面的に協力する旨記載されていることが認められる。

(イ) しかしながら、原告は、本件各交付金をAに貸し付けた当時、パラオにおいてホテル付きゴルフ場を建設して運営することを内容とする本件リゾート開発事業を営もうとしていた旨陳述書(甲14)に記載するとともに、同旨の供述をしているところ、一般に、そのようなリゾート開発事業を行う際に、それに協力をする業者に対して金銭の貸付けを行うことが、そのリゾート開発事業に直接の関連を有するとは認め難く、また、業務の遂行上通常必要な貸付金であるということもできない。

さらに、原告は、Aがパラオにおいて開発用地の賃借権を有しているのをみて、本件リゾート開発事業を行うためには、同社の代表取締役である乙の依頼に応じて本件各交付金の貸付けをする必要があると考えた旨の供述をするが、原告が本件交付金1の貸付けをするに当たりAから交付された本件借用証書1(甲2)及び本件承諾書(甲9)をみても、原告が本件交付金1の貸付けをすることが、Aが原告の行う本件リゾート開発事業に協力することの条件となっていることを示す記載は何ら存在しないし、そのほか、原告が、本件各交付金の貸付けをしなければ、Aからパラオにおける開発権、すなわち開発用地の転借権を取得するなどして、本件リゾート開発事業を行うことができなかつたことをうかがわせる証拠は存在しない。

かえって、証拠(甲7、8の1及び2、14、原告本人)によれば、Aは、パラオ政府から開発用地の賃借権を取得して同用地を利用したリゾート開発事業を計画し、日本人を対象として同開発事業への参加を勧誘していたのであり、原告は、Aに対して本件各交付金を交付する時点から、本件各交付金はいずれAに対して支払うことになる開発権、すなわち開発用地の転借権の取得代金等に充当しようと考えていたことが認められるから、原告が本件各交付金に係る貸付けを行わなくとも、Aに対して開発権の取得代金を支払うことにより、同社が行うリゾート開発事業に参加して、同社の協力を得つつ本件リゾート開発事業を行うことが十分に可能であったものと推認される。

したがって、原告が本件リゾート開発事業を営んでいたとしていたとしても、原告がAに対して本件各交付金の貸付けをすることは、客観的にみて、本件リゾート開発事業と直接の関連を有し、かつ、その業務の遂行上通常必要なものであったとは認められない。

ウ 以上によれば、本件各交付金については、「事業の遂行上生じた」ものとは認められないというべきである。

(3) 以上検討したところによれば、その余の点について判断するまでもなく、本件各交付金に

については、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として、平成18年分の不動産所得又は事業所得の計算上必要経費に算入することができないというべきである。

2 本件各更正処分等の適法性について

(1) これまでに述べたところに加え、弁論の全趣旨によれば、本件各年分の所得税について原告の納付すべき税額は別紙3の第1の1記載のとおりであると認められ、本件各更正処分における原告の納付すべき税額は、いずれもこれらと同額又は下回るものであるから、本件各更正処分はいずれも適法というべきである。

また、本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があるものがある旨の具体的な主張立証もないところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき所得税額を基礎として、国税通則法65条等の規定に従って過少申告加算税を算定した額は別紙3の第2の1記載のとおりであると認められ、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額はいずれもこれらと同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法というべきである。

(2) 以上によれば、本件各更正処分等はいずれも適法というべきである。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 竹林 俊憲

裁判官 馬場 俊宏

関係法令の定め

1 所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）

(1) 51条（資産損失の必要経費算入）2項

居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(2) 52条（貸倒引当金）

ア 1項 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、会社更生法（・・・（略）・・・）の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年12月31日（・・・（略）・・・）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。・・・（略）・・・

イ 4項 第1項及び第2項の規定は、確定申告書に貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の必要経費への算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

ウ 5項 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第1項又は第2項の規定を適用することができる。

(3) 63条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）

居住者が不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を廃止した後において、当該事業に係る費用又は損失で当該事業を廃止しなかったとしたならばその者のその年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額が生じた場合には、当該金額は、政令で定めるところにより、その者のその廃止した日の属する年分（同日の属する年においてこれらの所得に係る総収入金額がなかった場合には、当該総収入金額があった最近の年分）又はその前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(4) 69条（損益通算）1項

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2 所得税法施行令（平成22年政令第50号による改正前のもの。以下同じ。）144条（個別評

価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)

- (1) 1項 法第52条第1項(貸倒引当金)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

1号 ……(略)……

2号 法第52条第1項の居住者がその年12月31日において有する個別評価貸金等に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由が生じていることにより、当該個別評価貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合(……(略)……) 当該一部に相当する金額

- (2) 2項 居住者の個別評価貸金等について前項各号に規定する事由が生じている場合においても、当該事由が生じていることを証明する書類その他の財務省令で定める書類の保存がされていないときは、当該個別評価貸金等に係る同項の規定の適用については、当該事由は、生じていないものとみなす。

3 所得税法施行規則(平成23年財務省令第85号による改正前のもの。以下同じ。)36条(保存書類)

令第144条第2項(個別評価貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

1号 令第144条第1項各号に掲げる事由が生じていることを証する書類

2号 担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類

3号 ……(略)……

(単位：円)

年分及び項目		区分	確定申告	修正申告 1	修正申告 2	賦課決定処分 1	更正処分 及び 賦課決定処分 2	審査請求	裁決	
平成18年分	年 月 日		平成19年3月5日	—	平成22年1月18日	平成22年2月5日	平成22年3月2日	平成22年4月20日	平成23年2月24日	
	総所得金額		△ 46,830,380		△ 43,415,126		15,215,424	全部取消し	15,215,424	
	内訳	不動産所得の金額		△ 48,078,380		△ 44,706,326			13,924,224	13,924,224
		給与所得の金額		1,248,000		1,248,000			1,248,000	1,248,000
		雑所得の金額		0		43,200			43,200	43,200
		分離長期譲渡所得の金額		142,923,822		156,091,272			156,091,272	156,091,272
		所得控除の合計金額		1,111,365		1,111,365			1,111,365	1,114,365
	納付すべき税額		21,129,600		23,104,600		26,272,600		26,271,700	
	翌年へ繰り越す純損失の金額		46,830,380		43,415,126		0		—	
	過少申告加算税の額					197,000	316,000		316,000	
年 月 日		平成20年3月7日	平成20年11月17日	平成22年1月18日	—	平成22年3月2日	平成22年4月20日		平成23年2月24日	
総所得金額		0	0	0		4,056,883	全部取消し	棄却		
内訳	事業所得の金額		5,727,717	5,727,717	0	0			0	
	不動産所得の金額		0	0	5,525,729	△ 1,777,970			△ 1,777,970	
	給与所得の金額		790,000	790,000	790,000	790,000			790,000	
	雑所得の金額		2,430,804	2,430,804	3,021,504	3,021,504			3,021,504	
	総合長期譲渡所得の金額		0	0	0	277,849			277,849	
	一時所得の金額		0	1,745,500	1,745,500	1,745,500			1,745,500	
	本年分で差し引く繰越損失額		7,608,395	9,353,895	11,082,733	0			0	
所得控除の合計金額		1,340,126	1,340,126	1,340,126	1,307,132	1,307,132				
納付すべき税額		0	0	0	177,400	177,400				
翌年への繰り越す純損失の金額		39,221,985	37,476,485	32,332,393	0	0				
過少申告加算税の額					17,000	17,000				
年 月 日		平成21年3月10日	—	平成22年1月18日	—	平成22年3月2日	平成22年4月20日	平成23年2月24日		
総所得金額		0		0		6,605,664	全部取消し	棄却		
内訳	事業所得の金額		4,480,516		0	0			0	
	不動産所得の金額		0		4,810,144	4,810,144			4,810,144	
	給与所得の金額		1,248,000		1,248,000	1,248,000			1,248,000	
	雑所得の金額		0		547,500	547,500			547,500	
	本年分で差し引く繰越損失額		5,728,516		6,605,644	6,605,644			0	
所得控除の合計金額		661,936		661,936	661,936	661,936				
納付すべき税額		△ 26,300		△ 26,300	734,800	734,800				
翌年へ繰り越す純損失の金額		30,407,843		25,726,749	0	0				
過少申告加算税の額					89,000	89,000				

注1 「総所得金額」欄において△印を付した金額は、損欠金額である。

注2 総合長期譲渡所得金額の金額及び長期譲渡所得の金額は、所得税法22条（課税標準）2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

注3 「納付すべき金額」欄において△印を付した金額は、還付金の額に相当する税額である。

被告の主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性

第1 本件各更正処分の根拠及び適法性

1 本件各更正処分の根拠

(1) 平成18年更正処分

ア 総所得金額 1521万5424円

上記金額は、次の(ア)から(ウ)までの各金額の合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 1392万4224円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額を差し引いた後の金額である。

a 収入金額 4634万5102円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた後の金額である。

(a) 修正申告において計上した収入金額 5261万4552円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書において収入金額として計上した金額である。

(b) 仮受消費税決算計上額 626万9450円

上記金額は、原告の平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税について本則課税として計算した場合における消費税及び地方消費税額1316万7450円と納付税額689万8000円との差額に相当する金額であり、原告が「仮受消費税決算計上」として不動産所得に係る雑収入として収入金額に計上したものである。原告は、上記課税期間分の消費税及び地方消費税の計算について税込経理方式を採用しており、本則課税として計算した場合における消費税及び地方消費税額と納付税額との差額を収入金額に計上する必要はない。

b 必要経費の合計額 3232万0878円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書において不動産所得に係る必要経費として算入した合計額9732万0878円から、原告が必要経費として算入した貸倒引当金繰入額6500万円を差し引いた後の金額である。

c 青色申告特別控除額 10万0000円

上記金額は、原告が青色申告の承認を受けていることから、租税特別措置法（以下「措置法」という。）25条の2第1項の規定により、不動産所得の金額の計算上控除される金額である。

(イ) 給与所得の金額 124万8000円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書に記載した金額である。

(ウ) 雑所得の金額 4万3200円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書に記載した金額である。

イ 分離長期譲渡所得の金額 1億5609万1272円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書に記載した金額である。

ウ 所得控除の合計金額 111万4365円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書に記載した所得控除の合計金額111万1365円に、原告の平成18年確定申告書に添付された、K有限会社からの源泉徴収票の「損害保険料の控除額」欄に記載された金額3000円を加算した金額である。

エ 課税総所得金額 1410万1000円

上記金額は、上記アの総所得金額1521万5424円から上記ウの所得控除の合計金額111万4365円を差し引いた後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

オ 課税分離長期譲渡所得金額 1億5609万1000円

上記金額は、上記イの分離長期譲渡所得の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

カ 納付すべき税額 2627万1700円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から(ウ)及び(エ)の各金額を差し引いた後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 300万0300円

上記金額は、上記エの課税総所得金額1410万1000円に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 課税分離長期譲渡所得金額に対する税額 2341万3650円

上記金額は、上記オの課税分離長期譲渡所得金額1億5609万1000円に措置法31条1項の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 定率減税額 12万5000円

上記金額は、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成18年法律第10号による廃止前のもの）6条2項により計算した金額である。

(エ) 源泉徴収税額 1万7200円

上記金額は、原告が平成18年修正申告書に記載した金額である。

(2) 平成19年更正処分

ア 総所得金額 377万9034円

上記金額は、次の(ア)から(ウ)までの各金額と、(エ)の金額の2分の1に相当する金額との合計額である。

(ア) 不動産所得の金額 △177万7970円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である。

a 収入金額 2536万8223円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた後の金額である。

(a) 修正申告において計上した収入金額 4753万7912円

上記金額は、原告が平成19年修正申告書において収入金額として計上した金額である。

(b) フットサル場設備の売却金額 2216万9689円

上記金額は、原告が不動産所得を生ずべき事業の用に供していたフットサル場設備の売却代金に相当する金額であり、原告が「設備売上」として収入金額に計上し

たものである。

当該フットサル場設備の売却による収入金額は、譲渡所得の計算上収入金額とされるべきものであるから、不動産所得の収入金額に計上すべきでない。

b 必要経費の合計額 2714万6193円

上記金額は、原告が平成19年修正申告書において算入した必要経費の合計額4136万2183円に、次の(a)の金額を加えて、(b)の金額を差し引いた後の金額である。

(a) 租税公課 689万8000円

上記金額は、原告が平成19年4月26日に納付した原告の平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税に相当する金額である。

原告は、上記課税期間分の消費税及び地方消費税の計算について税込経理方式を採用しているため、当該金額を必要経費に算入する。

(b) 仕入 2111万3990円

上記金額は、上記フットサル場設備の未償却残高に相当する金額であり、原告が平成19年修正申告書において「設備売上原価」として必要経費に算入したものである。

上記フットサル場設備の未償却残高は譲渡所得の計算上取得費とされるべきものであり、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入すべきでない。

(イ) 給与所得の金額 79万0000円

上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。

(ウ) 雑所得の金額 302万1504円

上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。

(エ) 一時所得の金額 349万1000円

上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。

イ 分離長期譲渡所得の金額 105万5699円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた金額である。

(ア) 収入金額 2216万9689円

上記金額は、上記フットサル場設備の売却代金に相当する金額であり、原告は、平成19年修正申告書において当該金額を「設備売却収入」として不動産所得の収入金額に計上していた。

不動産所得を生ずべき事業の用に供されている資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡による所得は不動産所得ではなく譲渡所得に区分されることとなるため、上記売却代金は、譲渡所得の計算上収入金額とされるべきものである。

(イ) 取得費等 2111万3990円

上記金額は、上記フットサル場設備の未償却残高に相当する金額であり、原告は、平成19年修正申告書において当該金額を「設備売上原価」として不動産所得の必要経費に算入していた。

上記フットサル場設備の売却に係る所得は譲渡所得に区分されるべきものであるところ、上記フットサル場設備の未償却残高金額は、譲渡所得の計算上取得費とされるべきも

のである。

ウ	所得控除の合計金額	130万7132円
	上記金額は、次の(ア)から(カ)までの各金額の合計額である。	
(ア)	医療費控除の金額	22万8104円
	上記金額は、原告が支払った医療費の金額72万8374円から医療費を補填する部分の金額40万0270円を除いた金額のうち、10万円を超える部分の金額である。	
(イ)	社会保険料控除の金額	22万2048円
	上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。	
(ウ)	生命保険料控除の金額	5万0000円
	上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。	
(エ)	地震保険料控除の金額	4万6980円
	上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。	
(オ)	配偶者控除の金額	38万0000円
	上記金額は、原告が平成19年修正申告書に記載した金額である。	
(カ)	基礎控除の金額	38万0000円
	上記金額は、所得税法86条1項の規定による控除である。	
エ	課税総所得金額	247万1000円
	上記金額は、上記アの総所得金額377万9034円から上記ウの所得控除の合計金額130万7132円を差し引いた後の金額である。	
オ	課税分離長期譲渡所得金額	105万5000円
	上記金額は、上記イの分離長期譲渡所得の金額である。	
カ	納付すべき税額	30万7800円
	上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。	
(ア)	課税総所得金額に対する税額	14万9600円
	上記金額は、上記エの課税総所得金額247万1000円に所得税法89条1項の税率を乗じて計算した金額である。	
(イ)	課税分離長期譲渡所得金額に対する税額	15万8250円
	上記金額は、上記オの課税分離長期譲渡所得金額105万5000円に、措置法31条1項の税率を乗じて算出した金額である。	
(3)	平成20年更正処分	
ア	総所得金額	660万5644円
	上記金額は、次の(ア)から(ウ)までの各金額の合計額である。	
(ア)	不動産所得の金額	481万0144円
	上記金額は、原告が平成20年修正申告書に記載した金額(青色申告特別控除額を控除した金額)である。	
(イ)	給与所得の金額	124万8000円
	上記金額は、原告が平成20年修正申告書に記載した金額である。	
(ウ)	雑所得の金額	54万7500円
	上記金額は、原告が平成20年修正申告書に記載した金額である。	
イ	所得控除の合計金額	66万1936円

上記金額は、原告が平成20年修正申告書に記載した金額である。

ウ 課税総所得金額 594万3000円

上記金額は、上記アの総所得金額660万5644円からイの所得控除の合計金額66万1936円を差し引いた後の金額である。

エ 納付すべき税額 73万4800円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する算出税額 76万1100円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額594万3000円に所得税法89条1項の税率を乗じて計算した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 2万6300円

上記金額は、原告が平成20年修正申告書に記載した金額である。

2 本件各更正処分の適法性

原告の本件各年分の所得税の納付すべき税額は上記1の金額であるところ、これらの金額は、本件各更正処分における納付すべき税額と同額又はこれを上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。

第2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件各賦課決定処分の根拠

(1) 平成18年賦課決定処分 31万6000円

上記金額は、平成18年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額316万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に、国税通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 平成19年賦課決定処分 1万7000円

上記金額は、平成19年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額17万円に、国税通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(3) 平成20年賦課決定処分 8万9000円

上記金額は、平成20年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額76万円に、国税通則法65条1項の規定により100分の10の割合を乗じて算出した金額7万6000円に、上記新たに納付すべきこととなった税額76万1100円のうち50万円を超える部分に相当する税額26万円に、国税通則法65条2項の規定により100分の5の割合を乗じて算出した金額1万3000円を加算した金額である。

2 本件各賦課決定処分の適法性

上記第1のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき税額の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものはない。

したがって、本件各更正処分があったことにより原告に課されるべき平成18年分から平成20年分までの過少申告加算税の金額は上記1のとおりであるところ、これらの金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

日付	振込者	金額
平成2年3月9日	C	1200万円
平成2年3月22日	C	1800万円
平成2年3月27日	D	2250万円
平成2年3月28日	C	5000万円
平成2年4月20日	B	2000万円
平成2年8月7日	B	625万円
平成2年8月9日	B	4500万円
平成2年8月9日	B	500万円
合計		1億7875万円